

# 女性と子どもに対する暴力的行為根絶対策（概要）

## I. 性犯罪被害対策

懇談会意見交換テーマ		今後の県の取組の方向性（主なもの）
1 子どもの安全対策の推進	子どもに不安を与える行為等の規制	・子どもに対する犯罪を助長する不安を与える行為や子どもを威迫する行為等の規制の必要性等について判断するものとする。
	子どもの見守り活動等	・県民総参加による「子育て支援を進める県民運動」を展開し、地域全体で子育てを支える機運を醸成する。 ・市町村教育委員会と連携したスクールガード養成講習会の開催等により、地域における見守り活動の裾野を拡大する。
2 児童ポルノの所持規制		・現在国会において継続審議中である児童ポルノの所持を禁止する改正案の審議状況を注視することとし、法改正で対応がなされない場合は、改めて条例での対応の必要性を検討する。
3 性犯罪者の再犯抑止		・加害者本人が治療やカウンセリングを希望する場合に、専門的な医療機関等の情報提供を行う。
4 性犯罪被害者支援	性犯罪被害者支援センター	・性犯罪による被害者を主な支援対象としたセンターを、来年度の早い時期に新規開設できるよう、医療機関等との連携体制整備に向けた協議及び準備を進める。 ・センター開設と併せ、各種支援制度の導入について検討を進める。 ①被害者の心理カウンセリング費用の助成 ②弁護士相談費用の助成 など
	形態	
	対象とする支援範囲	
	支援のあり方	
	支援メニューについて	
5 教育・啓発活動	児童生徒等若年層への教育	・携帯サイト等を通じて犯罪に巻き込まれる危険を防止するため、児童・生徒及び保護者へのフィルタリング利用啓発等を進める。
	支援者側の能力向上	・性犯罪被害者支援業務に関する専門的知識習得のための研修実施を検討する。
	県民への周知活動	・性犯罪被害発生防止のため、ホームページへの情報掲載やリーフレット発行・配布など様々なメディアを活用し、情報提供を行う。

## II. DV・ストーカー被害対策

懇談会意見交換テーマ		今後の県の取組の方向性（主なもの）
1 DV被害者保護	一時保護施設について	・被害者の一層の安全確保のため、広域対応も含めた一時保護委託先の拡充を図る。
2 DV・ストーカー被害者相談体制	配偶者暴力相談支援センターについて	・被害者にとってより身近な場所での相談体制の充実のため、市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう、引き続き、市町村への働きかけを行う。
	相談対応のあり方	・DV・ストーカー被害者等に貸与する位置情報通報装置（ココセコム）の増設に向け、準備を進める。
3 支援機関の連携体制		・関係機関の連携強化のため、既存の連絡協議会の構成機関の拡大を図る。
4 被害発生防止・抑止		・平成25年6月に改正され、メールの送りつけに対する規制強化が図られた「ストーカー規制法」等の運用状況の推移を見極めたうえで、迷惑防止条例改正によるさらなる規制強化の必要性等について判断するものとする。
5 教育・啓発活動	児童生徒等若年層への教育	・学校の授業で、親子関係や夫婦関係などの「家族の人間関係」について学ぶ際に、DVについての具体的な事例についても取り扱うなど、家族関係のあり方について考えさせる機会を設ける。
	支援者側の能力向上	・相談員や教員のDV等に対する理解力を高めるため、研修受講の機会を設けるなどの取組を行う。
	県民への周知活動	・中学・高校の生徒等を対象とした出前講座の実施等により、デートDVの理解を促進するなど、若年層へのより一層の啓発を図る。